

令和5年8月25日

監査委員決定

令和5年度 教育委員会定期財務監査実施要領

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項

2 監査対象及び実施基準

- (1) 教育委員会事務局各課、教育研究所 -----毎年実施
- (2) 小・中学校、幼稚園 -----おおむね4年に1回実施
- (3) 各課、所、小・中学校、幼稚園単位で実施

3 監査実施対象数（令和5年度）

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 教育委員会事務局各課、教育研究所 | 合計 5か所 |
| (2) 小学校17校、中学校8校、幼稚園1園 | 合計 26か所 |

4 日 程

(1) 監査委員監査

① 期 間 ア 教育委員会事務局

令和5年9月1日(金)～令和5年9月4日(月)

イ 小・中学校、幼稚園

令和5年11月1日(水)～令和6年1月23日(火)

② 開始時間 午前は9時30分開始

午後は1時15分開始

※但し小・中学校、幼稚園は、上記開始時間の午前9時30分、午後1時15分をそれぞれ本庁出発時刻と読み替える。

(2) 事務局監査

① 期 間 ア 教育委員会事務局

令和5年9月1日(金)～令和5年9月5日(火)

イ 小・中学校、幼稚園

令和5年11月1日(水)～令和6年1月23日(火)

② 開始時間 午前9時30分頃開始、全日とする。

5 会 場

- (1) 教育委員会事務局 ----- 監査委員室及び401会議室
- (2) 小・中学校、幼稚園 ----- 各校の現地

6 監査の範囲

令和4年度から、今回監査当日までの事務事業とする。

7 監査の方法

監査委員は、関係職員の出席を求め、事前に提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答による監査を実施する。

監査委員事務局は、監査委員の命を受け、監査計画に基づき、事務局、学校等から必要な関係資料、帳簿等の提出を求め、調査及び聴取を行う。

また、財務会計システム、文書管理システム及び庶務システム内に保管されている情報も活用する。

また、過去の指摘事項等を参考に重大リスクにつながる恐れのある事項等を「重点事項」と定め監査を行う。

8 監査の着眼点

以下の観点の主眼として実施する。

- (1) 運営は教育目標に基づき行われているか。
- (2) 運営は経営方針に基づき行われているか。
- (3) 全体の管理運営は適正に行われているか。
- (4) 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- (5) 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (6) 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。
- (7) 契約の締結及び履行が適正に行われているか。
- (8) 滞納整理、不納欠損処分が適時かつ適正に行われているか。
- (9) 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- (10) 前回の指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

9 重点項目

(1) 教育委員会事務局

- ① 歳入・歳出の適正な執行について
- ② 契約の適正な執行管理について

(2) 小・中学校

- ① 契約の適正な執行管理について
- ② 歳出の適正な執行について

10 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、資料の提出を求める。

11 監査結果の公表等

地方自治法第199条第9項により、区長等に提出し公表する。

公表の方法は、江戸川区監査委員条例第5条の規定により行い、江戸川区ホームページに掲載する。

12 その他必要な事項は監査委員が定める。